

## 第3 林業

### 【解説】

ここには、「農林業センサス農林業経営体調査及び農山村地域調査」、「林業産出額」及び「木材統計調査」結果から、林業経営体数、林野面積、林業産出額、素材生産・入荷量、製材業及び木材チップ製造業等に関する統計を収録した。

### 1 調査の概要

#### (1) 農林業センサス農林業経営体調査

2015年農林業センサス結果（平成27年2月1日）を掲載した。

農林業センサス農林業経営体調査については、「第1農業の部 1 農林業経営体」の項（3ページ）を参照

#### (2) 農林業センサス農山村地域調査

2015年農林業センサス結果（平成27年2月1日現在）を掲載した。

農林業センサス農山村地域調査については、「第1農業の部 4 農業集落」の項（127ページ）を参照

#### (3) 林業産出額

##### ア 目的

林業に関する各種統計等を用いて、各地域における林業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、林業行政の推進のために必要な資料を整備することを目的としている。

##### イ 推計対象

推計の対象とした林産物は、次のとおりである。

##### (ア) 木材生産

針葉樹（すぎ、ひのき、あかまつ・くろまつ、からまつ・えぞまつ・とどまつ及びその他の針葉樹）、広葉樹、竹材

##### (イ) 薪炭生産

まき及び木炭（黒炭、白炭、竹炭及び粉炭）

##### (ウ) 栽培きのこ類生産

しいたけ（生、乾燥）、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギ及びその他の栽培きのこ類

##### (エ) 林野副産物採取

まつたけ及びその他の林野副産物（天然物のわさび、くり、くるみ、木ろう及び生うるし）

##### ウ 推計期間

平成30年1月1日から同年12月31日までの1年間

##### エ 推計方法

林業産出額の推計は、全国及び都道府県を単位として推計した。

都道府県別に木材統計調査及び特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量に価格（木材は市場における樹種ごとの年間平均山元土場価格、その他は庭先販売価格等）を乗じて推計した。

また、木材生産における輸出丸太、燃料用チップ及びパルプ用の産出額、薪

炭生産におけるまきの産出額、林野副産物採取における木ろう及び生うるしの産出額については、全国値のみ推計した。

生産林業所得については、全国値のみの推計とした。

(4) 木材統計調査（基礎調査）

ア 調査対象

全国の製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）、合単板工場及び木材チップ工場であって、調査年の12月31日現在で事業を行っているもの又は休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降であるものを対象とした。

イ 調査期日

毎年12月31日現在で、過去1年間の状況について調査した。

ウ 調査方法

オンライン、郵送又は統計調査員が調査対象者に調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行った。

なお、自計調査の方法により調査を実施できない場合は、統計調査員による調査対象者に対する面接調査の方法により行った。

2 調査上の主な約束事項（用語の解説）

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 林業経営体   | 「第1 農業の部 1 農林業経営体」の項（4ページ）を参照                                                                                                                                                                                                                                              |
| 林野面積    | 現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野の面積を合わせた面積に相当する。                                                                                                                                                                                      |
| 森林面積    | <p>森林法第2条に規定する森林の面積をいい、具体的には次に掲げる基準による。</p> <p>(1) 木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地をいう。</p> <p>(2) 保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものも森林に含めた。</p> <p>(3) 国有林野の林地以外の土地（雑地（崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など）、附帯地（苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリエーション施設敷など）及び貸地（道路用地、電気事業用地、採草放牧地など））は除いた。</p> |
| 現況森林面積  | 調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。                                                                                                                                                                                 |
| 独立行政法人等 | 独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人が所有する土地をいう。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 財産区     | <p>地方自治法第294条第1項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。</p> <p>なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は私有とした。</p>                                                                                                                                              |

|              |                                                                                                                                                             |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 素材           | 用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあっては、大中角、盤及びその他の半製品を含めた。                                                                                            |
| 製材           | 製材機を用いて素材から板類、ひき割類又はひき角類を生産することをいう。                                                                                                                         |
| 製材工場         | 製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含めた。<br>ただし、製材に用いる動力の出力数が7.5kW未満の工場は除く。                                                                                                  |
| 製材用動力        | 製材用機械を動かす動力（モーター等）をいい、製材機その他、これに付属する設備（目立て機、巻き上げ機、ベルトコンベアー等）の動力も含めた。                                                                                        |
| 製材用素材<br>入荷量 | 製材に供するために工場土場（工場に隣接している駅土場や貯木場も含む。）に入荷した素材の量で、転売したものを除き、賃びきを依頼されたものを含めた。                                                                                    |
| 木材チップ        | チップー等を用いて生産したパルプ、紙、繊維板及び削片板等を原料とする木材の小削片をいう。                                                                                                                |
| 木材チップ<br>工場  | 素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材をチップー等にかけて木材チップを生産する事業所をいう。<br>ここで、製材工場、合単板工場、家具・建具工場等との兼営工場は木材チップ工場に含めるが、製紙工場、パルプ工場、繊維板工場及び削片板工場における調木、原料製造の一工程として木材チップを生産しているものは除外した。 |
| 木材チップ<br>生産量 | 木材チップ工場におけるチップ生産量をいい、絶乾重量（トン）とする。<br>なお、絶乾重量とは、含水率を検定して絶乾比重（含水率0％）に基づき算出された実重量である。                                                                          |
| 工場残材         | 製材工場、合単板工場及びその他木材加工工場で製品を製造した後に見える端材をいう。                                                                                                                    |
| 林地残材         | 立木伐採後の林地において玉切り、造材により生じた根株、枝条をいう。                                                                                                                           |
| 解体材・廃材       | 家屋等を解体した際の古材、電柱材、足場丸太、くい丸太及びまくら木など既に利用に供された木材をいう。                                                                                                           |